

平成27年11月19日

各 課 長  
会 計 管 理 者 様  
教 育 次 長  
議 会 事 務 局 長

町 長 池 田 洋 光

### 平成28年度の予算編成方針について

国の「経済財政運営と改革の基本方針2015」で示された「経済・財政再生計画」においては、歳出改革として「公的サービスの産業化」などに取り組むことにより公的支出の抑制を図ることとされています。また、地方においても国の取組と基調を合わせ、地方交付税制度等の改革に取り組むなど徹底した見直しを進めることとされており、今後の地方財政への影響も懸念されています。こうしたことから、国の動向を注視し、積極的な情報収集に努め、来年度の予算に確実に反映していく必要があります。

当町は、平成28年度に合併11年目を迎え、新たな10年に向かって歩み出す最初の年となります。まちの将来像である『地域が輝き、活気とぬくもりのある住みよいまち』の実現には、当町が直面している少子高齢化・人口減少問題や南海トラフ地震対策、地場産業の振興などといった各分野におけるさまざまな課題について取り組みを進めていかなければなりません。

そのためには、本年度策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる事業を着実に実施することなどにより、人口減少による負のスパイラルからの脱却を目指さなければなりません。また、本町の最重要課題である南海トラフ地震対策については、地域防災計画に沿った庁舎等の公共施設移転等事業などハード面の対策、揺れ対策や命をつなぐ対策などのソフト面における対策のさらなる推進を図りつつ、すべての事業において防災の視点を取り入れていくことが不可欠です。地場産業の振興においては、SEAプロジェクト事業の実施により、平成28年度中に新しい中土佐町の顔の誕生を目指します。来年度開催される奥四万十博に合わせて町内の既存観光資源をブラッシュアップし、新たな町の観光拠点施設と既存の地域資源と結びつけることにより、観光振興と地場産業の活性化、さらには雇用の拡大を図っていかなければなりません。

一方で、当町の財政状況は、平成28年度より普通交付税の合併算定替えの縮減期に入ることや今後大規模な財政出動が計画されていることにより、現時点での試算では中期的な見通しにおいて厳しい局面を迎える可能性が出てきています。また、自主財源に乏しく、地方交付税に大きく依存しなければならない財政構造からの脱却は難しく、引き続き収支バランスの取れた財政運営を行っていくためには、徹底した事務・事業の見直しを行うとともに、住民ニーズに沿った真に必要な事業に予算の重点化を図るなど、効率的で効果的な行財政運営を行わなければなりません。

職員一人ひとりがこうした状況を十分認識したうえで、来年度の予算編成に取り組んでください。

## 1 平成28年度予算における重点施策について

中土佐町総合振興計画に掲げるまちづくりの基本理念である「自立・協働・連携」に基づいたうえで、次の重点施策に積極的に取り組んでいきます。

### (1) 安心して住みやすいまちづくり

- 南海トラフ地震対策の推進
- 公共施設の移設等整備の推進
- 道路等インフラ整備の推進

### (2) 地場産業で潤いのあるまちづくり

- SEAプロジェクト事業の推進
- 奥四万十博による観光の推進
- 新規就業者および後継者育成の推進
- 地産・外商による一次産業の推進

### (3) ほのぼのとしたぬくもりを感じるまちづくり

- 子ども子育て支援計画に基づく子育て支援の推進
- 地域福祉計画など各種計画に基づく福祉の推進

### (4) 豊かな心を育てる教育・文化のまちづくり

- 防災教育および英語教育の充実
- 中土佐検定による基礎学力向上の推進
- 重要文化的景観の保存・活用の推進

(5) 活気あふれる協働のまちづくり

自主防災組織活動の推進

集落活動センター設立など地域活動の推進

上ノ加江公民館改築の検討

移住・定住対策の推進

各課は、それぞれの事業について、創意工夫により大きな成果が得られるように努めて下さい。

2 歳入について

町税、使用料、手数料等の自主財源の確保、充実に努めるとともに、使用料等の見直しについても十分に検討を行ってください。町が所有する土地・建物など、未利用財産の処分を積極的に行ってください。また、国・県の予算編成や行財政制度の動向等を的確に把握し、国・県支出金を有効に活用することで、一般財源の抑制に努めてください。

3 歳出について

重要事業や新規事業は国、県の動向をよく見極め、関係部署と調整協議を行って下さい。普通建設事業の選択にあたっては、その重要性・緊急性を慎重に検討のうえ、優先度を的確に判断し見積もってください。また、経常的な経費は漫然と例年どおりの見積りとせず、費用と効果の再点検を行ったうえで、事業の見直しを含めて検討し、必要な経費であっても創意工夫を行うなど、コストの削減に努めて下さい。

4 特別会計について

一般会計と同様の方針としますが、特別会計の設置目的をよく理解し、長期的な経営の健全化並びに財政の健全化に努め、安易に一般会計からの繰出金に依存することなく、収支均衡となるよう留意して下さい。

なお、予算編成にあたっての一般的事項については別途通知します。